第六十五条の七第一項の表の第七号を次のように改める。

七　農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域（以下この号において「農用地区域」という。）内にある土地等（農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（以下この号において「特定農用地利用規程」という。）に定められた同条第四項第一号に掲げる農用地利用集積計画（以下この号において「農用地利用集積計画」という。）の定めるところにより譲渡をされるものに限る。）	農用地区域内にある土地等で認定農業法人が農用地利用集積計画の定めるところにより取得をするもの（当該認定農業法人が特定農業経営基盤強化促進法第二十三条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。）のうち、その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該認定農業法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するもの
第六十五条の七第一項の表の第八号の上欄中「（以下この号において「防災再開発促進地区」という。）」を「のうち地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として政令で定める地区（以下この号において「危険密集市街地」という。）」に改め、同号の下欄中「当該防災再開発促進地区」を「当該危険密集市街地」に改め、同表の第十号の上欄中「同じ。）」の下に「のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たないもの」を加え、同条第十五項第一号ロ中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改め、同項第二号中「第一号」の下に「、第三号」を加え、「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。	
第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。	
第六十六条の三中「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改め、「含む」の下に「。以下この条において同じ。」を、「第七十五条第七項」の下に「（地方法人税法第十九条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項」を「法人税法第七十五条の二第六項において準用する同法第七十五条第七項の規定」に改める。	
第六十六条の四第一項中「法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ」を「恒久的施設を有する外国法人である場合には」に、「これらの号」を「法人税法第百四十一条第一号イに、「のうち」を「として」に改め、同条第三項中「同法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する外国法人である」に、「国外関連者の各事業年度の所得」を「国外関連者の各事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得」に改め、同条第十六項中「同項（」を「法人税及び地方法人税に係る同項（」に改め、同条第十七項中「の規定の適用については、同法」を「並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法」に、「とする」を「と、地方法人税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十条第三項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「更正の請求（同法」とあるのは「更正の請求（国税通則法」と、「及び第二項の規定」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「国税通則法第七十条第三項」と、同条第三項中「限る」とあるのは「限り、租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「又は第一項の規定」とあるのは「、租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定又は第一項の規定」と、「及び第一項の規定」とあるのは「、租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定及び第一項の規定」とする」に改め、同項第一号中「課税標準等若しくは税額等」を「課税標準等（以下この項において「課税標準等」という。）若しくは同条第一項に規定する税額等（以下この項において「税額等」という。）」に改め、同項第二号中「この号」を「この項」に改め、「加算税」の下に「（第四号において「加算税」という。）」を加え、同項に次の二号を加える。	
三　第一号に掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方法人税に係る更正決定　当該更正決定に係る地方法人税の国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（第一号の法人税に係る更正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日）	
四　第一号に掲げる更正決定又は同号に規定する事実に基づいてする法人税に係る納税申告書の提出若しくは同号に規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその地方法人税に係る加算税についてする賦課決定　その納税義務の成立の日	
第六十六条の四第十八項及び第二十項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、同条第二十一項中「第百三十九条に規定する条約」を「第百三十九条第一項に規定する租税条約」に改め、「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える。	
第六十六条の四の二第一項中「法人税の額（」を「法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（」に、「及び当該法人税の額」を「並びに当該法人税の額及び地方法人税の額」に改め、同項ただし書中「法人税の額以外」を「法人税の額及び地方法人税の額以外」に改め、同条第二項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、同条第四項中「第四十七条第二項」を「第四十七条第一項中「第四十六条（納税の猶予の要件等）」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項」に、「第三項まで又は第七項」とあるのは、」を「第四項までの規定による申請書の提出があつた」とあるのは」に、「国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予」を「の申請がされた」に改め、同条第五項第三号及び第四号中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。	
五　新たに猶予に係る法人税の額及び地方法人税の額以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。	
第六十六条の四の二第六項中「法人税」の下に「及び地方法人税」を加え、「及び第十号」を削り、「、同法第百五十一条第一項中「納税の猶予」を「、同条第十号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十六条の四の二第一項の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第百五十一条第一項中「納税の猶予の要件等）又は」に、「納税の猶予）及び」を「納税の猶予の要件等）、」に、「納税の猶予」とする」を「納税の猶予）又は」と、同法第百五十一条の二第一項中「納税の猶予の要件等）とあるのは「納税の猶予の要件等）又は租税特別措置法第六十六条の四の二第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）と、同条第二項第一号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで若しくは租税特別措置法第六十六条の四の二第一項」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「含む。）」とあるのは「含む。）又は租税特別措置法第六十六条の四の二第五項第五号」とする」に改め、同条第七項中「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加え、第三章第七節の二中同条の次に次の一条を加える。	
（外国法人の内部取引に係る課税の特例）	
第六十六条の四の三　恒久的施設を有する外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該外国法人の本店等（法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等をいう。第三項において同じ。）と恒久的施設との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該外国法人の当該事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過少となるとき、又は損金の額に算入すべき金額が過大となるときは、当該外国法人の当該事業年度の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。	